

県南広域振興局長告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年4月3日

県南広域振興局長 細川倫史

訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372500470	社会福祉法人胆沢やまゆり会	ぬくもりの家訪問入浴介護事業所	奥州市胆沢区南都田字大持30番	平成30年3月31日